

令和4年度名古屋市教育委員会第31号議案

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市立特別支援学校の名称を「養護学校」から「特別支援学校」に変更することに伴い、市立学校の長印及び長の職務代理人印に係る規定の整理を行います。

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和5年3月24日提出 総務部総務課)

案

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会公印規則（昭和45年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表市立学校の長印の項形式の欄中

名古屋市立
（何）小学校
（中学校、高等学校、
養護学校、幼稚園）長

を

名古屋市立
（何）小学校
（中学校、高等学校、
特別支援学校、
幼稚園）長

に改め、同表市立学校の長の職務代理者印の項形式の欄

中 「 名 古 屋 市 立
（ 何 ） 小 学 校
（ 中 学 校 、 高 等 学 校 、
養 護 学 校 ） 長
職 務 代 理 者 」

を 「 名 古 屋 市 立
（ 何 ） 小 学 校
（ 中 学 校 、 高 等 学 校 、
特 別 支 援 学 校 ） 長
職 務 代 理 者 」

に 改 め る 。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。